平成２２年（フ）第６４３３号
大阪府高槻市柱本新町８番Ａ12―204
債務者　上田　幸信
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４７６号
大阪府門真市常盤町25番９号
債務者　谷　　勝広
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５２９号
大阪市淀川区木川西４丁目４番２―303号
債務者　川内美智子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６０１号
大阪市平野区長吉川辺２丁目北３番24―602号
債務者　杉山　千絵
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６０３号
大阪市浪速区敷津東２丁目４番４―155号
債務者　田中とよ子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６０４号
大阪府吹田市五月が丘南28番14―103号
債務者　十鳥　光男
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６０６号
大阪府守口市淀江町５番４―404号
債務者　篠原かづ枝
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７２号
長崎県長崎市つつじが丘１丁目７番20号、旧住所長崎県長崎市田上４丁目３番41号
債務者　出口　秀信
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３１６号
長崎県西彼杵郡時津町元村郷913番地３　県営住宅Ａ棟501号
債務者　太田　　勝
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３４２号
長崎県長崎市蚊焼町2422番地５
債務者　本田　欣裕
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３５９号
長崎県長崎市小江原２丁目15番２―301号
債務者　原田　典子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３９７号
長崎県長崎市小浦町453番地　市営小浦アパートＡ棟502号
債務者　吉野とよの
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４０１号
長崎県長崎市茂木町1590番地
債務者　松田　勝秀
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４０７号
長崎県長崎市緑が丘町１番54―206号、旧住所長崎県長崎市中川１丁目４番17号青雲寮
債務者　田島広一郎
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４２８号
長崎県西彼杵郡時津町日並郷1293番地４　サンリット日並303号
債務者　谷口　由里
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４３４号
長崎県長崎市愛宕２丁目７番６号　グレインハウス404
債務者　堀田　貴之
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１５７号
新潟県十日町市馬場丙1500番地41
債務者　富澤　節子
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第１５９号
新潟県南魚沼市八幡16番地１
債務者　杉山勇紀夫
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係